

ニューズレター 自治基本条例市民会議

1 2006年(平成18年)12月発行

<もくじ>

- P1 : コミュニティと自治
- P2~3 : 第一回フォーラム講演：磯崎教授の講演要旨
- P4 : 自治基本条例ってなにをめざすの？
: 今後のスケジュール

鎌倉市自治基本条例策定市民会議の「ニューズレター」第一号です。この「ニューズレター」は、市民会議の参加者、関係者だけでなく、広く鎌倉市民に、「鎌倉市の憲法」となる「鎌倉市自治基本条例」策定のプロセスを知っていただくことを目的に、発行することとなりました。ご愛読いただき、ご意見をいただければ幸いです。

第二号は、平成19年3月を予定しています。

コミュニティと自治

<代表：橋爪幸臣>

国際関係と町内のコミュニティは似ている。境を接して住んでいるのだから、喧嘩をしたからといって、俄かに引っ越すことも出来ない。しかし、互いに経験も価値観もさまざまな一国一城のあるじの集まりだから、それぞれが自己主張をはじめたら、何かにつけて意見が衝突することは自明である。だから、仲良く出来ない相手に対しても、せいぜい喧嘩をしないように気をつけ、最小限の尊敬を維持しながら、折り合いをつけて暮らすしかない。

こういう中で、みんなで同じことをやる以外、問題の解決が出来ない場合が、自治の課題である。国際関係で言えば、互いの経済水域を気ままに往き来する水産資源の保護であるとか、町内で言えば、最低限の風致や衛生を維持しようとするとき、横紙破りが一人でもいれば、魚はいずれ居なくなろうし、風致も衛生も台無しにすることは容易である。ここでは、全員がきまりを守るということが、目的達成に欠かせないものとして現れてくる。

現代のデモクラシーの定義に「治められる者が治める (rule by the ruled)」と言うのがある。直訳すれば、「自治」である。ギリシャでもローマでもなく、世界が

小さくなった今日の情報社会にもあてはまり、簡明である。意味するところは、「自治」というのは、全員が守らなければならないルールを、自分たちできめるということであって、意見を異にした者も、決議がされた以上、進んでこれに協力しなければ、自治は成り立たない。ウエスタンなどで街の入口ですべての拳銃を預かるシーンがよくあるが、「オレは別だ」といって拳銃を下げてサルーンに入る者が一人でも居れば、町の治安は滅茶苦茶になってゆく。

一人でも反対があれば、ルールを作れないと言うのは、我を張りたい人間の「少数決」の理

屈であって、自治や民主政治とは相容れない思想であることを、はっきり認識しなくてはならない。



市民社会のルールや会議のあり方について、会員のご意見を募集します。

2006年10月21日(土)開催された「第1回鎌倉市自治基本条例策定市民会議フォーラム」において、基調講演をいただいた中央大学磯崎初仁教授の講演要旨です。(文責：広報グループ)

「市民と行政のかかわり方を考える」 --自治基本条例のすすめ--

中央大学法学部教授 磯崎初仁

1.自治基本条例とは何か

自治基本条例とは法律用語ではありません。きちんとした定義があるわけでもありません。私は、自治基本条例とは、「自治体の自治の方針と基本的ルールを定める条例」と位置づけたいと思っています。他の条例、計画、施策の上位にあって、それらの指針となる「自治体の憲法」というものです。

しかし、「自治体の自治の方針と基本的ルールを定める」と言っても、この自治の内容は多様で抽象的です。憲法94条に「地方自治の本旨」という原則があります。「地方自治の本旨」は、団体自治と住民自治の二つに分かれます。

団体自治と言うのは、鎌倉市が、市として自分たちで物事を決められるという、市としての独立性、自立性を保障するという事です。それに対して、住民が、鎌倉市の市政にしっかりと参加をし、意思決定をしていく最終的な権利を持っているという点が重要で、その側面が住民自治といわれています。

これから大事なのは、市政を市民がどうコントロールしていくか、です。市の意思決定に住民が参加していく、参画していくことが重要で、住民自治の側面を強化していくことが自治基本条例の大事なポイントであり、背景ではないかと思っています。



2.なぜ、いま自治基本条例か(制定の背景)

なぜいま自治基本条例ということが言われ始めたのか。ここ2,3年、多くの自治体が自治基本条例を定めています。その動きは全国で強まっています。それはどうしてなのでしょう、どうした背景から出てきたのでしょうか。

1つは、分権改革です。これによって自治体の権限が増えてきた。自治体の権限が増えたのに、それが住民と遊離して、住民と無関係に役所だけで決めるということはずいわけです。住民のところまで下ろしてくる、住民参画をしっかりと組み込むという流れが重要になってきているのではないかと、思います。

2つ目は、NPO・ボランティア、コミュニティ等の役割の拡大。公共的な役割を担う地域の主体が多様化してきたことです。そして、行政と市民グループとの協働ということが重要なテーマになってきたことが挙げられます。行政の範囲が問われるとともに、両者の協働をどう位置づけるか、どうルール化するのか、が必要になってきたと思うのです。

3つ目は、地方分権の流れを受けて、さまざまな独自条例や独自施策をそれぞれの自治体が打ち出そうとしています。それぞれの施策がばらばらであっては問題ではないか、施策を束ねた基本となる考え方・方針といったものを明確にすべきではないか、ということ

です。さまざまな施策の根っこにある条例、根っこにある考え方を明確化する必要性から、いまのような流れになったのではないかと思います。

4つ目は、財政危機の進展、市町村合併の推進など、自治体自身の存在意義が問われていることです。いろいろな施策について、しっかりと評価しながら、必要なものは残していく、そうでないものはスリム化する。なにが大事なのか、優先順位を明らかにする。この考え方、これを条例という形でつくっておくことが求められているのではないかと思います。

私は、この4つの背景から、自治基本条例と言うものが求められている、あるいは、これだけ各地域で検討が進んできた理由ではないかと思うのです。

3.自治基本条例をどう検討すればよいか

次に、自治基本条例をつくとすると、何が大事なのか、注意事項は何だろうか、ということです。4つ挙げてみたいと思います。

1つは、いま、市に何が足りないのか、何を变えたいのか、を住民の視点で考えることです。ここが基本になると思います。他の市のよくできたと思える条例を持ってきてもだ



めです。モデルはない。自分に合った、鎌倉市にとってなにが大事かを考えることが出発点でなければならないと思います。

2つ目は、地域の「個性」をどう盛り込み、反映させるか、です。市の自然とか歴史とか文化、あるいは市民性、

こういったものを反映した条例であってほしいと思うわけです。ナンバーワンの条例をつくるのではなく、オンリーワンの条例をつくれればよいのではないかと思います。

3つ目は、法律や個別条例との関係を考慮し、「自治体の憲法」と呼べる条例にすることです。

そして、大事なのは、策定にあたって、住民と一緒に考えるというプロセスです。市民が、「今度の条例は自分たちのルールだ、自分たちの憲法だ」というふうに言えるような、そういうプロセスを保障する必要があります。委員が勝手に何かを提案して、それを会議で議決する、そういう作り方では、自治基本条例とは呼べないのではないのでしょうか。

少し腰を据えて、何年かかってもいいから、市民の皆さんと一緒に考えていく、そういうプロセスが大事だと思います。

4.自治基本条例にどういう事項を盛り込むか

モデルはないと申しましたが、一応、私なりの考えを申し上げたいと思います。

次の10項目です。

まちづくり（市政運営）の方向性、将来像 市民の権利（市政への参加権、情報公開請求権等） 市（首長、議会、職員）の義務・責務 市民の責務、事業者の責務
住民参加の手続き、仕組み 住民投票の仕組み 住民協働の仕組み、NPOの支援等
コミュニティ組織のあり方 分野別の施策の方向性 他の施策・条例との関係（最高規範性）改正・見直し

私の話で、自治基本条例のイメージがわいたかどうかわかりません。議論の糸口としてご理解をいただければ幸いです。



鎌倉市自治基本条例について初めて知った。私の周りでも知っている人は一人もいなかった。

第一回鎌倉市自治基本条例策定市民会議フォーラムに参加して

---自治基本条例って、なにをめざすの？---

渋沢直美

して責任と役割を実践することから始まるのではないだろうか。それには、市民への啓蒙活動も必要であろう。基

本は、自分は何をすべきか考えて行動することである。磯崎先生も腰をすえて、市民皆で一緒に考えていくプロセスが大事であると言われている。

現在、市民会議・行政・議会が検討をすすめているが、市民が主役のまちづくりである。大きな声に流されず、将来子供たちにどのような地域社会を残すのか、広い視野で検討をすすめてほしい。そこから、自治基本条例なるルールが必要かどうかを考えてほしい。



なぜ、今、鎌倉に自治基本条例制定が必要なのか。フォーラムに参加したことにより、鎌倉市が目指す市民自治確立のためのルール作りであることを理解した。

私も考えていきたい。

まちの主権者である市民の英知を集めるには、鎌倉市の基本構想・基本計画をより多くの市民に理解を促す時間が必要であろう。そして、あらゆる世代の意見を聴く努力も必要であろう。真の地方自治を確立するためには、鎌倉市民一人ひとりが、市民として自覚と誇りをもつこと、地域住民と



編集後記

**鎌倉市自治基本条例策定市民会議
今後のスケジュール予定**

鎌倉市役所のイチヨウの木の芽吹くころ発足した自治基本条例市民会議は、イチヨウが黄金色に輝く秋、組織体制の議論を終えて、条例策定へ向けての個別議論が熱を帯びてきました。

2006年 12月 11日(月)	第15回全体会 (第8回策定作業部会班別会議)
2007年 1月 29日(月)	第16回全体会 (第9回策定作業部会班別会議)
2月 7日(水)	第17回全体会 (第10回策定作業部会班別会議)
2月 20日(火)	第18回全体会 (第11回策定作業部会班別会議)
3月 6日(火)	第19回全体会 (第12回策定作業部会班別会議)
3月 24日(土)	第2回市民会議フォーラム

広報班員7名も決まり、それぞれの持ち味を出し合いながら、ニューズレター第一号を発行することができました。

今回は、第一回フォーラムの中央大学法学部磯崎教授の講演要旨が中心でした。今後は、この紙面で市民の方々の意見や声も紹介していきたいと考えています。(水野)

鎌倉市自治基本条例制定市民会議

発行人：橋爪幸臣

ホームページ <http://www.kcn-net.org/jichi/>

ご意見、問合せ等は、下記にお願い致します。
連絡先：鎌倉市役所 経営企画課 経由 編集人まで
電話：0467-23-3000(内線 2215)